

法人税 R4 令和 4 年度税制改正追加対応版(Ver.22.20)のリリース

令和 4 年度の税制改正に対応した、法人税 R4 Ver. 22. 10 のリリースについてご連絡いたします。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ移行対象バージョン	保守加入対象バージョン
法人税 R4	Ver. 22. 20	令和4年度版 Ver. 22. 10以降 令和3年度版 Ver. 21. 10以降	Ver. 22. 10以降

※ライセンスが変更になります。22. 2 用のライセンスが必要です。

※E i ボードは Ver. 22. 10 以上が必要です。

2. リリース時期

2-1. E i ボードダウンロードマネージャー／マイページのダウンロード公開

2022 年 7 月 25 日 (月)

2-2. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始日

2022 年 8 月 2 日 (火)

※令和 3 年度版 (Ver. 21. 41) のセットアッププログラムも収録します。

2-3. 法人税 R4 Ver. 22. 2 用の電子申告プログラムについて

Ver. 22. 2 用の法人税 R4 電子申告プログラム (Ver. 22. 2. e2) の提供時期は、法人税 R4 システム本体のダウンロード公開と同日となります。(7 月 25 日公開予定)

※ Ver. 22. 2 で対応予定の別表六関係等の帳票が電子申告の受付対象となるのは、例年 9 月下旬頃です。

3. 税制改正の対応内容(予定)

3-1. 法人税別表の変更

以下の帳票の様式対応を予定しています。

標準別表

別表六(六)	別表六(六)付表	別表六(七)
別表六(九) (旧「別表六(八)」)	別表六(十) (旧「別表六(九)」)	別表六(十一) (旧「別表六(十)」)
別表六(十二) (旧「別表六(十一)」)	別表六(十四) (旧「別表六(十二)」)	別表六(十七) (旧「別表六(十三)」)
別表六(十八) (旧「別表六(十四)」)	別表六(二十三) (旧「別表六(十九)」)	別表六(二十四) (旧「別表六(二十)」)
別表六(二十四)付表一 (旧「別表六(二十)付表」)	別表六(二十六) (旧「別表六(二十二)」)	別表六(二十七) (旧「別表六(二十三)」)
別表六(二十八) (旧「別表六(二十七)」)	別表六(二十九) (旧「別表六(二十八)」)	別表六(三十六) (旧「別表六(三十五)」)

EXCEL ファイルによる帳票提供について (期間限定)

(関連インフォメーション:「22XA008 法人税 R4 令和4年度税制改正対応版(Ver. 22.10)のリリース」)

Ver. 22.20 リリースまでの措置として、今回対応する別表六関係の標準別表の EXCEL ファイルを法人税 R4 の「関連帳票」のページ(法人税 R4 R04 のサポートページ → 関連帳票)にて公開しています。

Ver. 22.20 リリースまでの期間限定の公開になります(7月末まで公開予定)。

EXCEL ファイルで作成した別表六は、PDF ファイル形式で保存し、電子申告 R4 で添付ファイル追加して提出することが可能です。

拡張別表

別表三(二の二)	別表三(二の三)	別表六(四の二)
別表六(五)	別表六(二十) (旧「別表六(十六)」)	別表六(二十一) (旧「別表六(十七)」)
別表六(二十二) (旧「別表六(十八)」)	別表六(三十) (旧「別表六(二十九)」)	別表六(三十三) (旧「別表六(三十二)」)
別表六(三十四) (旧「別表六(三十三)」)	別表六(三十五) (旧「別表六(三十四)」)	別表六(三十七) (旧「別表六(三十六)」)
別表七(一)付表二	別表七(一)付表五	別表十二(十一)
別表十二(十二)	別表十二(十四)	別表十二(十五)

別表十四(七)付表一 (旧「別表十四(六)付表一」)	別表十四(七)付表二 (旧「別表十四(六)付表二」)	別表十四(八) (旧「別表十四(七)」)
別表十四(九) (旧「別表十四(八)」)	別表十六(三)	別表十七(一)
別表十七(二の二)付表二	別表十七(二の二)付表三	別表十七(二の三)

3-2. 新規追加帳票

以下の帳票の新規追加対応を予定しています。

標準別表

別表六(三十一)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(三十一)付表一	給与等支給額及び比較教育訓練費の額の計算に関する明細書

3-3. 削除帳票

以下の帳票の削除対応を予定しています。

標準別表

別表六(二十四)	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(二十五)	中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

拡張別表

別表六(二十六)	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書
別表六(三十一)	革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

4. 機能改善の対応内容 (予定)

- ・別表八(一)付表一(標準別表)：金額欄未入力の明細は出力しないように対応

「受取配当等の額の明細」の明細に法人名や本店の所在地等が設定されていても、金額欄未入力の明細は印字(プレビュー)や電子申告出力しないように対応します。

【入力画面】

支払利子等の額の明細					
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算					
当期に支払う利子等の額	2	超過利子額の積算入額	4	1	
負債の利子の積算不算入額	3	支払利子等の額の合計額	5		
<input type="checkbox"/> 完全子法人株式会社等 <input type="checkbox"/> 関連法人株式会社等 <input type="checkbox"/> その他株式会社等 <input type="checkbox"/> 非支配目的株式会社等					
	1	2	3	4	計
法人名					
6					
本店の所在地					
7					

【対応の背景】（お客様からのご要望）

別表八（一）の「受取配当等の額の明細」に設定した法人名や本店の所在地等は、繰越処理で翌年データに引き継がれるが、繰越後データで金額がない明細は出力しないように削除する必要がある。

金額がない明細でも登録は残しておいて、また翌年データに引き継げるようにしてほしい。

（別表八（一）は令和4年度の様式改正で、別表八（一）と新設の別表八（一）付表一に分割されました）

・ **別表六（二十七）（標準別表）：入出力可能な資産明細数の拡大**

市場要望対応により、登録できる明細数（資産数）を拡大します（40→100明細）。

5. **グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応について（システム適応外）**

令和4年4月1日以後開始事業年度から連結納税制度が廃止されて、グループ通算制度の適用が開始されます。

法人税 R4 では連結納税制度による申告はシステム適応外としておりましたが、昨年4月より随時ご案内してまいりましたとおり、グループ通算制度による申告につきましてもシステム適応外となります。

以上、よろしくお願いたします。